

別表十(九)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書			事業年度	法人名		
配当の額の計算	利益の配当の額	1	円	特 定 社 債	特定社債の当期末残高	14
	みなし配当の額	2			$(14) \times \frac{5}{100}$	15
	配当の額 (1) + (2)	3				16
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4	円	の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16
	前期繰越損失の額	5			$(15) - (16)$	17
	減損損失の額	6			当期に償還した 特定社債の額の合計額	18
配当可能利益の額の計算	$(6) \times \frac{70}{100}$	7	円	を し て い る 場 合 の 調 整	特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8			$(18) - (19)$	20
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8) - (23)) (マイナスの場合は0)	9			損金の額に算入される 減価償却費の額	21
配当可能利益の額の計算	$(9) \times \frac{90}{100}$	10	円	を し て い る 場 合 の 調 整	$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22
	(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11			特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$	23
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	12				
支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額		13				

別表十(九) 令八・四・一以後終了事業年度分

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額